

# 「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年8月28日から同年9月26日までの間、「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」に対する意見の募集を行ったところ、6通の御意見・御質問を頂きました。

「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」が公布されるに当たり、頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 **意見の募集した命令等の題名**  
国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年国家公安委員会告示第41号）

2 **命令等の案を公示した日**  
平成27年8月28日

3 **御意見・御質問に対する警察庁の考え方**  
頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています。（整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します）

なお、今回の「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」の内容に関する御意見・御質問以外のものについては、今後の参考とさせていただきます。

4 **修正点**  
頂いた御意見や別途障害者団体等から寄せられた御意見を踏まえ、警察庁での検討の結果、「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」を別紙2のとおり修正することとしました。

5 **参考**

頂いた御意見・御質問の総数	6通
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	5通
電子メール	0通
F A X	1通
郵送	0通